

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 女子委員会および女子日本代表規程

第1章 総則

第1条（総則）

1、特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という。）の女子委員会スタッフ、地域女子トレセンコーチ、女子日本代表スタッフ、トレセン指定選手、強化指定選手、女子日本代表候補選手および女子日本代表選手の役割と選考方法について、この規程の定めるところによる。

第2章 女子委員会

第2条（女子委員会の目的）

1、女子委員会は、女子委員長と女子委員で構成され、全カテゴリーの選手強化、発掘および育成、知的障がい者女子サッカーの普及を行う。

第3条（女子委員長）

- 1、女子委員長は、連盟理事会より任命され連盟の理事となる。
- 2、女子委員長は、女子委員と日本代表監督の選考と査定等を行い連盟に報告し連盟理事会の承認を受ける。

第4条（女子委員）

- 1、女子委員は、地域担当と業務担当に関わる者とし、連盟の女子委員長から委嘱を受けた者とする。
- 2、女子委員は、日本代表強化合宿、日本代表候補強化合宿に参加することが出来、連盟主催の指導者講習会に参加することとする。
- 3、女子委員は、知的障がいの特性を理解し個性に応じた対応ができることを必須とする。

第5条（地域担当）

1、各地域担当は、女子委員長からの推薦、または各都道府県連盟からの推薦とし、地域連盟において承認された者とする。

2、地域担当は以下のとおりとする。尚、組織が整うまでの当面の措置として、第5条と第6条の担当は兼任することも可能とする。

- (1) 北海道担当
- (2) 東北担当

- (3) 関東担当
- (4) 北信越担当
- (5) 東海担当
- (6) 関西担当
- (7) 中四国担当
- (8) 九州担当

第6条（業務担当）

- 1、各業務担当は、女子委員長からの推薦、または各都道府県連盟からの推薦とする。
- 2、業務担当は次の通り職務を分担する。
 - (1) 代表部
女子日本代表の強化に関する事項、技術に関する事項、指導者養成に関する事項、女子日本代表選手選考に関する事項を所掌する。
 - (2) 育成・普及部
育成・普及に関する事項を所掌する。
 - (3) アスリート部
選手の相談窓口として、環境改善・地位改善に関する事項を所掌する。
 - (4) 事務局
事務・財務・会計全般に関する事項を所掌し、本連盟事務局と連携しその業務にあたる。

第3章 女子日本代表スタッフ

第6条（日本代表スタッフ）

- 1、女子日本代表監督は、女子委員長が連盟理事会に推薦し、承認を受け任命された者とする。
- 2、女子日本代表スタッフは、日本代表監督が任命する。
- 3、女子日本代表スタッフは、原則として監督1名、コーチ1名、ゴールキーパーコーチ1名、トレーナー1名、主務1名の5名とする。
- 4、女子日本代表監督は、JFA 公認 B 級コーチライセンス取得(取得見込も含む)、または JFFID 公認 B 級ライセンス取得以上を原則とする。
- 5、日本代表コーチは、JFA 公認 C 級コーチライセンス取得(取得見込も含む)、または JFFID 公認 C 級ライセンス取得以上を原則とする。
- 6、日本代表ゴールキーパーコーチは、JFA 公認ゴールキーパーレベル1 ライセンス取得(取得見込も含む)以上を原則とする。
- 7、女子日本代表監督は、女子委員長と事務局長と協議し、第6条3項の他に専門的指導者や代表活動に必要な人材を、女子日本代表スタッフに任命することが出来る。
- 8、女子日本代表スタッフは、知的障がいの特徴を理解し個性に応じた対応ができることを必須とする。

第4章 強化指定選手

第7条（トレセン指定選手）

1、トレセン指定選手は、各都道府県からの推薦を受けて、各地域トレセンコーチによって選出された選手、または各大会での女子委員のスカウティングにより選出された選手とする。

2、プレーヤーとしてだけでなく、社会人または学生として周囲からも認められる選手とする。

第8条（強化指定選手）

強化指定選手は、トレセン指定選手の中から、ナショナルトレセン招集選手とする。また、下記の要素を満たしていること又は満たすことが期待できる選手を女子委員会の選考により選出された選手とする。

- (1) サッカーの基本技術（止める、蹴る、運ぶ）の高い選手
- (2) フィジカル（体格、スピード、持久力、パワー、コンタクトスキル）の高い選手
- (3) ハードワークができる選手
- (4) 闘志（ゲームのなかで闘う気持ち）のある選手
- (5) サッカーと周囲の話しを理解でき、それを実行できる選手
- (6) オープンマインド・リスペクトを理解している選手
- (7) 自分の心と体の体調管理が出来る選手
- (8) 質の高いトレーニングを継続的に受けることができる環境がある選手

第5章 女子日本代表候補選手と女子日本代表選手

第9条（女子日本代表の目的）

世界選手権等の国際大会で勝利し、サッカーを楽しむ知的障がい児・者の目標となることを目的とする。

第10条（女子日本代表候補選手）

女子日本代表候補選手は、女子日本代表監督が強化指定選手の中から、自身の戦術に合うと判断した15名以下の選手を選出する、

第11条（女子日本代表選手）

女子日本代表選手は、女子日本代表監督が女子日本代表候補選手の中から、世界大会の開催地や開催方法などの諸条件を考慮して、世界で闘えると判断した11名から13名の選手を選出する。

附則

この規程は令和6年7月1日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日一部改訂

令和 7 年 7 月 1 日現在のサッカー女子日本代表スタッフは以下の者とする。

- ・ 監 督： 稲葉 政行（神奈川県藤沢市）
- ・ コーチ： 石田 永愛（兵庫県三田市）
- ・ トレーナー： 野地 吾希夫（神奈川県鎌倉市）
- ・ 主務： 長田 奈美子（神奈川県相模原市）

令和 7 年 7 月 1 日現在のサッカー女子委員スタッフは以下の者とする。

- ・ 女子委員長： 鈴木 宏和（北海道札幌市）
- ・ 女子副委員長： 稲葉 政行（神奈川県藤沢市）
- ・ 女子副委員長： 井上 由惟子（千葉県流山市）
- ・ 女子委員： 繁浪 由希（千葉県流山市）
- ・ 女子委員： 伏見 美和子（神奈川県相模原市）
- ・ 女子委員： 野地 吾希夫（神奈川県鎌倉市）
- ・ 女子委員： 長田 奈美子（神奈川県相模原市）
- ・ 女子委員： 阿部 哲也（神奈川県藤沢市）
- ・ 女子委員： 露木 聡史（神奈川県相模原市）
- ・ 女子委員： 石原 貴寛（静岡県榛原郡）
- ・ 女子委員： 星野 あかり（千葉県千葉市）
- ・ 女子委員： 石田 永愛（兵庫県三田市）

上記スタッフへの謝金・旅費の支払いは各規定の範囲内であれば理事会の承認を得る必要は無い。
謝金と旅費の支払いは特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟謝金規定と旅費規程による。